

「お客様本位の業務運営を実現するための方針」に係る主な取り組み状況 (2019年3月末現在)

FGI キャピタル・パートナーズ（以下「当社」）における、「お客様本位の業務運営を実現するための方針」に係る主な取り組み状況は次のとおりです。

取組状況

1. お客様本位の徹底

お客様の利益を最優先にする最適なサービスとして、利益相反の適切な管理及び報酬又は手数料の合理性を分かりやすく説明する等の提供を行っています。また、お客様への情報提供においては明瞭な図表や明確な手数料等の表示を行い、丁寧な説明を実践しています。弊社はフィンテックグローバル株式会社を中心とするグループとして、公共団体の遊休資産の流動化等を通じて、地域貢献を念頭に業務を遂行しております。

その一例として、駅前の閉店した店舗が目立つ商店街におけるサービス付き高齢者住宅の市民ファンド化、遊休地における太陽光発電、河川における小水力発電事業の証券化など社会貢献度の高い事業に係る投資一任業務や助言業務を実施し、事業の発展をモニタリングし、かつ出資者であるお客様の利益を第一に考えて、お客様最優先の業務を運営しております。

2. 利益相反の適切な管理

フィンテックグローバル・グループとしては、利益相反管理方針（平成23年9月22日制定、平成28年1月8日改訂）を制定しており、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引を特定して分類し、利益相反の可能性のある事例について個別・具体的に検証を実施しています。

具体的に、取引にあたっては、稟議書システムにおいて、取引相手先として、グループ企業を選択した場合、グループ間取引に係るアラームが稟議書システム上に表示され、個別に検証することが求められます。当該アラームについての検証を行い、アラームのロックを解除しない限り稟議書が作成されない対応となっております。さらに当該アラームが表示された取引内容については、後日投資運用委員会を通じて、利益相反の可能性や有無を再検討し、その後は法務・コンプライアンス・リスク管理委員会にて継続的に取引状況等を確認しています。利益相反管理方針制定後に、利益相反の可能性や有無を再検討した事案はありません。

また、当社と顧客の間の利益相反および当社の顧客と他の顧客との間等で生じる可能性については、各部から法務・コンプライアンス・リスク管理委員会へ報告、議論が行われ、利益相反のおそれのある取引を特定した場合、フィンテックグローバル・グループの利益相反管理方針を踏襲した、当社制定の利益相反管理方針に従い、当該顧客との取引の条件を変更する方法、当該顧客との取引を中止する方法、または当該顧客に適切に開示する方法等により、当該顧客の保護を適正に確保いたします。利益相反に該当するか否かの判断において、レピュテーションに対する影響がないか等の事情も考慮いたします。

3. 報酬等の合理性

お客様が負担する手数料については、お客さまに提供するサービスと適正な費用等に応じて個別に分析を行い、妥当な水準を勘案し、案件毎に作成する契約書（投資一任契約を含むがそれに限らない）や販売説明資料等により詳細な説明を実施しています。

4. 遵守態勢

取締役会、経営会議、投資運用委員会、法務・コンプライアンス・リスク管理委員会の各会議を通じ、「お客様本位の業務運営を実現するための方針」を遵守した業務運営を行っているか個別事案毎に確認しています。同時に社内研修を随時行って、同方針の浸透を図っております。

FGI キャピタル・パートナーズ株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 2175 号 【投資助言・代理業、投資運用業】

加入協会 一般社団法人 日本投資顧問業協会 012-02107